

経営革新計画の申請・承認に関する経過措置

- 法改正施行時の経営革新計画は、以下のとおり
 - ✓ **旧様式に基づき本年9月末まで申請が可能。**旧様式に基づき申請された経営革新計画については改正前の基準により承認。
 - ✓ また、旧様式に基づき申請され認定を受けた経営革新計画の変更については、旧様式に基づき変更申請を行い、改正前の基準により承認。（※改正前の基準による承認となるため、P.9にある「計画期間終了時点の付加価値額が正になることを求める」という規定も適用されません。）

